

帯広市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第2号

帯広市特別会計条例の一部を改正する条例

帯広市特別会計条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の帯広市特別会計条例の規定に基づく令和2年度会計の出納に関しては、なお従前の例による。